

答申第28号

答 申

1 審査会の結論

平成25年9月18日付けで異議申立人が津市(以下「実施機関」という。)
に対して行った公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、
実施機関が平成25年10月1日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当
である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1
項の規定により、実施機関に対し、平成25年9月18日付けで次に掲げ
る内容の本件開示請求を行なった。

ア 平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度
生活保護実施方針、生活保護法第78条適用一覧中、ケース番号及び氏
名、生活保護法第78条を適用したもののケースレコードのわかる文書

イ 平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度、
生活保護の申請をして、「救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施
設・宿所提供施設に入所した人の氏名、性別、生年月日、年齢、住所
(申請時)、保護決定内容のわかる文書。」

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの(以下
「本件公文書」という。)を特定した。

ア 平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度
生活保護業務実施方針、平成19年度法第78条の適用一覧、法78条
の適用(平成20年度)、法78条の適用(H21一覧)、法78条の
適用(H22一覧)、法78条の適用(H23一覧)、法第78条の適
用(H24一覧)、保護台帳」

イ 保護台帳

- (3) 実施機関は、平成25年10月1日付けで開示しない部分及び開示しな
い理由を次のとおり記載し、部分開示決定(以下「本件処分」という。)
を行った。

ア 開示しない部分

平成19年度生活保護業務実施方針及び平成19年度法第78条の適

用一覧。

法 7 8 条の適用（平成 2 0 年度）、法 7 8 条の適用（H 2 1 一覧）、
法 7 8 条の適用（H 2 2 一覧）、法 7 8 条の適用（H 2 3 一覧）、法第
7 8 条の適用（H 2 4 一覧）中の個人の氏名、及び保護台帳

イ 開示しない理由

平成 1 9 年度生活保護業務実施方針及び平成 1 9 年度法第 7 8 条の適用一覧については、保存年限（5 年）経過により廃棄済みのため存在しない。

保護台帳は、要保護者個々の極めて詳細な記録が記載された秘密性の高い公文書であり、条例第 7 条第 2 号に該当し、また法第 7 8 条の適用中の個人の氏名についても、条例第 7 条第 2 号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

- (4) 異議申立人は、平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日付けで、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件の開示を求めた情報は、過年度分の内容であり、条例第 1 条の趣旨に反した決定であり、違法不法である。

昭和 3 8 年 4 月 1 日社保第 3 4 号厚生省社会局保護課長通知は見直すべきである。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日付けで補正命令を行った。

異議申立ての理由中「条例第 1 条の趣旨に反した決定とあるが、条例第 1 条に対しどのように反した決定であるのかを記載すること。

5 補正書

異議申立人は、上記 4 の補正命令に対し、平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

平成 1 9 年度生活保護業務実施方針及び平成 1 9 年度法第 7 8 条の適用一覧については、保存年限（5 年）経過により廃棄済みにより存在しないため。

平成20年度、21年度、22年度、23年度、24年度生活保護法第78条を適用したもののケースレコードのわかる文書及び平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度生活保護の申請をして、「救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿所提供施設」に入所した人の氏名、性別、生年月日、住所（申請時）、保護決定内容のわかる文書である保護台帳は、要保護者個々の極めて詳細な記録が記載された秘密性の高い公文書であり、条例第7条第2号に該当し、また、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度生活保護法第78条の適用一覧中の個人の氏名についても、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、過年度分であり、広く開かれた津市政を目指そうとする制度の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示しない情報としたものである。

ここで、異議申立人の開示請求に対し、実施機関が特定した本件公文書における開示しない部分をみると、まず、「個人の氏名」は、個人が識別される情報であることは明らかであるから、条例第7条第2号に該当すると言える。また、「保護台帳」についても、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取からは、保護台帳には要保護者個々のあらゆる個人情報が詳細に記載されており、同様に条例第7条第2号に該当すると言える。

なお、保護台帳については、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社

会局保護課長通知において、住民への保護台帳の閲覧は認めるべきではないとの指針が出されている。異議申立人は、この通知を見直すべきであると主張しているが、この通知は「秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保する上から欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある」との趣旨から、現在も有効とされているものである。

また、異議申立人は、本件公文書は過年度分であるゆえ不開示部分を開示しないことは情報公開制度の趣旨に反すると主張するが、例え対象公文書が過年度分であっても当該不開示部分が条例第7条第2号に該当することは明らかである。

次に、廃棄済みにより存在しないため不開示となった「平成19年度生活保護実施方針及び平成19年度生活保護法第78条の適用一覧」については、昭和36年9月29日厚生省社会局長通知において保護費返還・徴収金関係文書の保存期間を5年としていること、また津市文書管理規程第34条の規定により保存期間を5年としている公文書であることから、平成19年度の公文書は廃棄されており、適正な処理がされていると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 1月10日	諮問書の受付
平成26年 2月24日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 3月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子